

# 患者・ご家族の皆様へ

厚生労働省では、「医師の働き方改革」として医師の負担軽減、長時間労働の短縮に向けた取り組みを推進しています。

当院では、医師について下記の取り組みを行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

- **担当医制からチーム医療を推進しています。**

主治医以外の医師が診療や説明を行うことがあります。  
休日や平日の時間外は、主治医以外の当番医が対応することがあります。

- **手術・病状・治療方針などの説明は、原則平日の時間内に行います。**

(緊急の場合はこの限りではありません)

- **多職種へのタスク・シフト/シェアを推進しています。**

- **病状の安定した患者様には、かかりつけ医での診療を奨めております。**

皆様のご理解ご協力を  
お願いいたします。

